

第2号議案

平成27年度事業計画（案）及び収支予算(案)について

平成27年度事業計画（案）

1 事業実施方針

近年における国の保健医療福祉等の施策は、急速な高齢社会の進展に伴って著しく変化してきている。平成17年度には栄養ケア・マネジメントが創設されるとともに、食育に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため「食育基本法」が施行された。平成18年度には診療報酬の改定に伴い、入院患者ごとに栄養状態を評価し、栄養管理を行う栄養管理実施加算が新設、平成20年度からはメタボリックシンドロームに着目した特定保健指導の開始、また、平成22年度からの診療報酬改定にあわせてNST（栄養サポートチーム）加算が導入新設された。

一方、高齢化の急速な進展に伴う生活スタイルが変化する中で、平成23年には「第2次食育推進基本計画」が策定されるなどの動きがあった。他方、平成26年度から有床診療所における栄養管理が必要になったほか、社会的に要請されている在宅医療や在宅介護の推進に向けた在宅訪問栄養指導の必要性がますます高まっている。

このような社会情勢の変化の中で、管理栄養士、栄養士の役割は大きく変わりつつあり、これからは、行動変容につながる効果的な対人サービスを基本とする栄養指導業務を担うことが求められており、担当業務について、有効性、経済性、効率性の面から評価されその真価が問われることになる。

一方、健康志向から食への関心が高まっており、世間には「食に関する情報」が氾濫している。多様な場において、食育などを通じて科学的根拠に基づいた情報を発信していくことが求められている。

本会は、平成24年4月1日、公益社団法人栃木県栄養士会として新たにスタートし、本年度で4年目を迎えたところである。

今後とも、公益社団法人としての社会的使命を果たし、存在価値を高めていくことが重要であり、このため、管理栄養士等の資質・実践能力の向上、専門研修として糖尿病・CKD研修の実施、研究発表・事例発表の場として栃木県栄養改善学会の開催、卒後教育として生涯教育研修事業の推進、医療連携ネットワーク等の構築に向けた他職種との連携推進、さらに、災害時における支援体制の整備等を積極的に展開していくこととする。

併せて、県民健康づくり事業、糖尿病重症化予防のための普及啓発事業、福祉事業等について、県、関係機関、関係団体と連携・協力しながら積極的に実施していくこととする。

2 主な事業計画

（1）公益社団法人にふさわしい体制と組織の強化を図る。

- ① 会員の維持確保と新規会員加入促進
- ② 支部及び協議会の組織の活性化
- ③ 総務部・事業部・県民サービス部の3部体制の活動強化
- ④ 会員の情報交換・資質向上対策
- ⑤ 災害支援体制の整備など新たな課題への取り組み
- ⑥ 他職能団体との連携強化を図る

（2）事業の充実と県民の健康に対する意識の高揚を図るため、県、関係機関、関係団体と連携・協力しながら次の事業を展開する。

- ① 栃木県の委託事業（次の5項目の事業）について、事業の目的に沿った積極的な対応を図る。
 - ・食生活・栄養情報等相談事業
 - ・管理栄養士等資質向上研修会（行事名：栃木県栄養改善学会）
 - ・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）専門研修（管理栄養士対象研修会）

- ・管理栄養士による食事指導の医療連携事業

②日栄委託事業 次の事業について、事業の目的に沿った積極的な対応を図る。

- ・指導者のための健康・栄養セミナー（協賛 大塚製薬）

③本会の自主事業として

- ・これまでの生涯学習研修会が平成26年度からキャリア形成を支援する生涯教育研修へと移行したため、到達目標に沿った研修として、さらに充実した内容で実施する。

- ・外食栄養成分表示事業について、引き続き、有料事業（手数料化）として実施する。

- ・栄養ケア・ステーション（人材バンク）の管理運営

栃木県、栃木県医師会との連携のもとに糖尿病等予防及び重症化予防に役立つよう人材バンクの適正な管理・運営を図る。とちぎ栄養ケア・ステーション管理・運営要綱に基づいて運営していくこととするが、必要な場合には管理・運営委員会を開催する。

また、運営の信頼性を高めるため、適材を適所へ派遣できるよう調整、派遣者への技術支援、社会のニーズに即応した人材育成（フォローアップ研修等）に努める。

さらに、運営の継続性を図るため、特定保健指導等の新規分野の開拓、潜在管理栄養士の発掘などによって、減少傾向の登録者を増加できるよう新規登録者（再加入も含め）の拡大に努める。

- ・管理栄養士・栄養士の無料紹介事業

雇用環境の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の求人・求職の内容が多様化しているため、就業促進の観点から、管理栄養士、栄養士に関する無料職業紹介事業について平成19年12月1日に職業安定法第33条第1項に基づき厚生労働大臣の認可を得て実施している。

平成25年11月に認可の更新を行ったので、平成27年度も引き続き無料職業紹介所として、各種情報媒体を通じ積極的のPR活動を行い企業や会員の利活用を促進し、会員の雇用拡大を図る。

- ・各支部、職域協議会での研修会の開催

新生涯教育制度の導入の動向を踏まえ、生涯教育振替単位認定研修として各支部、各職域協議会の研修会を実施する。

- ・会報「栄養とちぎ」の充実等 研修会の報告、支部・協議会便り、インフォメーションなど会員相互の情報交換の充実を図る。

- ・ホームページの利活用拡大

平成24年度から新たなホームページの運用を開始し、平成25年度には会員が専用のホームページにログインできるようになった。平成27年3月初めにアクセス件数も19万件を超えたところである。

今後とも、見やすく正確な情報を迅速に発信し、多くの県民から利用されるものとしていく。併せて、会員への適時適切な情報提供にも努める。

④ 県民の栄養改善、栄養に関する健康対策の推進に幅広く積極的に寄与するため、県・市町村・（一社）栃木県医師会・（一社）栃木県歯科医師会などの関係団体等との連携強化を図る。

- ・栄養指導のための関係機関・団体等との協力事業の推進

（一社）栃木県医師会、（一社）栃木県歯科医師会、（社福）とちぎ健康福祉協会、（財）栃木県社会保険協会など保健・福祉関係団体が行う健康関連講習会への講師の派遣等

⑤ 大規模災害時における栃木県栄養士会の支援活動について

東日本大震災のような大規模な災害に際して、自治体等からの依頼に対して（または自主的活動として）、迅速に被災県民への栄養相談をはじめとした支援活動が行えるよう体制を整備していく。